農研機構種苗管理センターにおいて保管している
種子・種菌の取扱いについて

農林水産省輸出・国際局
知的財産課種苗室

令和４年３月まで、品種登録出願時に種子又は種菌を種苗とする品種については、出願と同時に国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センター（以下「種苗管理センター」といいます。）宛に、出願品種の種子・種菌を提出いただき、品種登録された品種の種子・種菌については、育成者権が消滅するまで保管していました。

今般の種苗法の一部を改正する法律（令和２年法律第 74 号）の施行に伴い、令和４年４月１日からの出願に当たり、栽培試験を行う場合にのみ種子・種菌を提出いただくこととし、保管期間も品種登録の公示日までとなります。

なお、令和４年３月 31 日までの出願について提出いただき、種苗管理センターにおいて保管している種子・種菌についても、品種登録又は拒絶の公示日後に処分することとします。

現在、種苗管理センターにおいて保管等している種子・種菌のうち、品種登録され育成者権の存続している品種の種子・種菌の取扱いについては、次のとおりといたしますので、よろしくお願いいたします。

記

１　出願時に提出していただいた種子・種菌について（令和４年３月 31 日までの登録品種）

①　令和４年１０月末日までに、別添様式により育成者権者から返還の申出のあった種子・種菌については、申出のあった順に随時、返還します。

②　種子・種菌の返還に必要な送料については、育成者権者の負担となります。

③　期日までに申出の無かった種子・種菌については、期日をもって廃棄処分します。

注：育成者権の消滅している種子・種菌は処分済みですので、返還できません。

２　品種登録時に登録品種の標本・ＤＮＡ保存等事業により保存されている種子について

①　令和４年４月から本事業での新規の種子の保存は行いません。きのこ子実体・栄養繁殖の品種については引き続き、保存を受け付けます。

②　本事業により、現在、育成者権者から依頼を受けて保存している種子・種菌については、返還の申し出がない限り令和４年度以降も継続して種苗管理センターにおいて DNA が抽出できる状態での保存が継続されます

③　なお、本事業は年度ごとに予算措置されているものであり、予算措置が終了した場合は無償での保存はできなくなります。予算措置の終了後も引き続き、当センターにて育成者権が消滅するまでの保存を希望する場合は、別途保存料が発生する場合がございますので、その旨、御了承ください。

3　お問合せ先

① 種子・種菌の提出制度の改正、標本・DNA 保存等事業に関すること

農林水産省輸出・国際局　知的財産課種苗室

電話番号：０３－６７３８－６４４３

② 記の１の①の返還の申出に関すること

農研機構 種苗管理センター

試験・検査部特性調査管理課　荒関、薮内　電話番号：０２９－８３８－６５８４

種子・種菌返還依頼書

年　　月　　日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
理事(種苗管理担当)　殿

育成者権者
　住所
　氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

代理人
　住所
　氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記の登録品種の種子・種菌の返還を依頼します。

記

1　品種登録の番号　　第　　号

2　品種登録の年月日　　年　　月　　日

3　農林水産植物の種類　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4　登録品種の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

種子・種菌の送付先

住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
宛名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
E-mail　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

―――

○標本・DNA 保存等事業での保管継続について

標本・DNA 保存等事業で種子・種菌の保管を依頼されている場合は、以下の点に御注意ください。

標本・DNA 保存等事業で保管している種子・種菌は出願時提出の種子・種菌の一部であり、種苗法施行規則により提出された種子・種菌と明確に区別しておりません。このため、種子・種菌の返還希望される場合、全量返還となり、標本・DNA 保存等事業での保管は継続されません。

送付先：〒305-0852　茨城県つくば市藤本２－２
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
種苗管理センター 試験・検査部特性調査管理課　宛
電話番号：029-838-6584